

平成 30 年度第 5 回
野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 平成 30 年 10 月 17 日 (水)

午前 9 時 30 分から

場 所 市役所低層棟 4 階 職員控室

- 1 開会
- 2 諒問事項 情報公開制度の運用の見直しについて（公開）
 - ・ パブリック・コメント手続の結果について

1 パブリック・コメント手続の結果について

平成30年8月28日から9月26日までパブリック・コメント手続を実施したところ、2人の方から4件の御意見がありました。

4件の御意見に対する市の対応案は、次のとおりです。

意見①の(1) 野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引に対する意見

表紙と裏表紙を付け、文書名、野田市の文書である旨の表記、目次、文書の所管部門名、初版作成日、改正履歴などを明らかにするべき。

対応案 意見を案に反映する。

今回の意見募集に当たっては、分かりやすくするために改正案を新旧対照表形式で公表しておりますが、実際の手引には、表紙と裏表紙を付け、文書名、野田市の文書である旨の表記、目次、文書の所管部門名、策定年月日を記載します。また、改正履歴については、当該制度の運用に関する改善の経過を示す重要な情報となり得ることから、単に誤字を訂正するものを除き、記載してまいります。

意見①の(2) 野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引に対する意見

審査請求の流れ

「審査請求書の写しを提供するサービスは行わない。」については、情報公開制度に限らず、野田市の全ての事務において共通的に調整する必要があるのではないか。例えば、住民監査請求制度、部局への請願制度、議会への陳情制度など。現状では、市民が何処に提出するものかを考えて、時には2部持参したり、時には1部持参で無料で写しを交付してもらったりバラバラの対応がされている実態がある。

対応案 意見を案に反映する。

審査請求人の控えとして審査請求書の全部の写しを提供するサービスは、写しの作成に係る財政的な負担を考慮し行わないこととしており、審査請求人が控えを必要とする場合には、1階の行政資料コーナーに設置のコピー機などで審査請求書の写しを作成していただき、希望に応じて受付印を押印する運用としております。

一方、審査請求人からの希望に応じ、確かに受付がされたことの証として、受付印を押した審査請求書1枚目の表面の写しを作成して提供するサービスについては、財政的負担も最小限となることから、これを行うことができるよう案を修正します。

なお、「野田市の全ての事務において共通的に調整する」ことにつきましては、住民監査請求制度、部局への請願制度、議会への陳情制度では、審査請求書と同じ運用に統一してまいります。その他の制度につきましては、それぞれの事務の処理件数や受付証の交付などの代替サービスの有無等を確認した上で、同水準のサービスが行えるよう検討してまいります。

○ 野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引

修正後	修正前
<p>《審査請求の流れ》</p> <p>○ 情報公開コーナーに直接来庁の場合</p> <p>開示等の決定に対して不服がある方は、開示の実施の場所である情報公開コーナーに直接来庁される場合がほとんどであると想定される。</p> <p>1 決定等に対する不服があるとの申出を受ける。</p> <p>2 担当課職員を呼び、同席していただき上で、不服の内容をよく聴き、決定等の理由を丁寧に説明する。</p> <p>3 説明を尽くしても理解を得られない場合は、審査請求の手続を案内する。</p> <p>4 審査請求書を記載していただき、受け付ける。</p> <p>※ 審査請求人が控えを必要とする場合は、1階の行政資料コーナーに設置のコピー機などで審査請求書の写しを作成していただき、希望に応じて受付印を押印する。</p> <p><u>審査請求人からの希望があれば、審査請求が確かに受け付けられたことの証として、受付印を押した審査請求書の1枚目の表面の写しを作成し、提供する。</u></p>	<p>《審査請求の流れ》</p> <p>○ 情報公開コーナーに直接来庁の場合</p> <p>開示等の決定に対して不服がある方は、開示の実施の場所である情報公開コーナーに直接来庁される場合がほとんどであると想定される。</p> <p>1 決定等に対する不服があるとの申出を受ける。</p> <p>2 担当課職員を呼び、同席していただき上で、不服の内容をよく聴き、決定等の理由を丁寧に説明する。</p> <p>3 説明を尽くしても理解を得られない場合は、審査請求の手続を案内する。</p> <p>4 審査請求書を記載していただき、受け付ける。</p> <p>※ 審査請求人が控えを必要とする場合は、1階の行政資料コーナーに設置のコピー機などで審査請求書の写しを作成していただき、希望に応じて受付印を押印する <u>(審査請求書の写しを提供するサービスは行わない。)</u></p>

意見② 情報公開条例に基づく開示請求対応マニュアルに対する意見

野田市の文書である旨の表記、初版作成日の他、改正履歴を明らかにすべき。

対応案 意見を案に反映する。

初版作成日については、裏表紙に策定年月日を記載しております。野田市の文書である旨については、表紙に表記を追加し、改正履歴については、当該制度の運用に関する改善の経過を示す重要な情報となり得ることから、単に誤字を訂正するものを除き、記載してまいります。

意見③ 野田市情報公開条例第2条第2号ただし書イに対する意見

本項は、公文書管理法が言う「歴史公文書等」の扱いにも係わる事項と思われる。「歴史的な資料」との表記に留めず、「歴史的な資料（行政文書及び郷土資料）」と明確に資料の内容について表記すべきではないか。ちなみに、野田市ホームページにある興風図書館の仕事の内容に「行政資料及び郷土資料の収集、整備、保存及び利用に関すること。」とある。

対応案 条例案は修正しないが、意見を手引の改正案に反映する。

条例第2条第2号は、行政文書の意義を規定しており、同号アとご指摘のありました同号イに掲げるもの以外を行政文書と定義付けています。

同号イの文書は、「貴重な資料の保存、学術研究への寄与等の観点から、それぞれ定められた公開の範囲、手続等の基準により公開すべき文書」として位置付けているため、情報公開条例における行政文書から除外しているもので、具体的には、図書館の仕事として収集する「行政資料及び郷土資料」を想定しています。

しかしながら、条例で具体的に歴史的な資料の内容まで規定することは、他団体の条例にも例がなく、「歴史的な資料」という条例案の規定で十分であると考えるため、御意見のような規定をしないこととします。

ただし、条例の運用に参考となる例示であることから、野田市情報公開条例の解釈と運用の手引に記載することといたします。

○ 野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引

修正後	修正前
<p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市報、広報用資料等のように各世帯に配布され、又は所定の窓口に備え置かれているものや一般に販売されている書籍など、一般にその内容を容易に知り得る状態のものについては、開示請求の対象とする必要はないため、行政文書から除かれている。 <u>(第2号ア)</u>○ 実施機関が図書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているものは、貴重な資料の保存、学術研究への寄与等の観点から、それぞれ定められた公開の範囲、手続等の基準によるものとし、行政文書から除かれている。例として、図書館において保有し、閲覧には事前に申請が必要である古文書等の行政資料や郷土資料が挙げられる。 <u>(第2号イ)</u>	<p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市報、広報用資料等のように各世帯に配布され、又は所定の窓口に備え置かれているものや一般に販売されている書籍など、一般にその内容を容易に知り得る状態のものについては、開示請求の対象とする必要はないため、行政文書から除かれている。また、実施機関が図書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているものは、貴重な資料の保存、学術研究への寄与等の観点から、それぞれ定められた公開の範囲、手續等の基準によるものとし、行政文書から除かれている。

意見④ 全体に関する感想、意見

私は、野田市に情報公開請求をし始めてから、20数年が経過しました。当初は、所謂のり弁とも言わされたように、黒塗り部分が必要以上に目につきました。明らかに、その必要のない箇所までもがその対象とされていたように思います。

さて、この度、情報公開制度の運用の見直しをされたということで、その改正案が提示されたところです。

新旧とを比較するに当たり、従来と比較し、より進歩したように見受けられます。特に、運用のための手引きは従来は職員向けのものであったのが、見直し後は市ホームページで公表するということです。このことは、より開かれたことと評価したいと思います。ただ、当改正案が施行されたとして、より、的確に運用がなされるのであろうか？と危惧を抱いたのも事実です。それは、趣旨のところで、野田市の情報公開制度の運用は適正に行われておりますが職員に条例の解釈及び運用の手引きが活用されておりません。としていますが、なぜ、運用されなかつたのか、という問題点及び改善策が明らかにされていません。そのようなことから一縷の不安を抱かざるを得ません。当、改正案が絵に描いた餅にならないように、と切に願うものです。ご承知の通り、情報公開制度は民主主義の根幹であるところの市民の知る権利を基本としています。それと同時に、公文書は国民・市民の所有物であり財産です。であることからも、昨今、国政で大問題になっている、勝手に改ざん若しくは廃棄をするなどはもつてのほかです。改正後の野田市の取り組みに期待しています。

対応案 意見を案に反映するものではないが、意見に対して回答する。

今回の運用の見直しでは、これまでの条例の解釈及び運用の手引が法文的な書き方で読みにくく、職員に読まれず、活用されなかつたこと及び職員への研修が不十分であったということを問題点として挙げ、その改善策として、職員が読みやすいものを意識して重要な点を「摘要」に記載し、開示請求については、担当課の職員も日常的に使う部分なので、抜粋してマニュアル化しました。今後は、全職員に対し、「条例の解釈及び運用の手引」及び「開示請求対応マニュアル」を周知するとともに、職員への研修を行うことにより、条例の運用を徹底してまいります。

2 パブリック・コメント手続の意見以外の修正点について

パブリック・コメント手続による意見ではありませんが、開示請求対応マニュアルに改善点があったため、修正します。

修正点

水道事業管理者及び野田市土地開発公社を除く実施機関の支出に係る支出命令決議票等に関する開示請求の請求先については、支払の担当課なのか、会計管理者（実施機関としては市長）なのか、どちらに開示請求していいか市民にとって分かりにくく、実施機関としてもどちらに請求してもらえばいいか分かりにくいという問題がありました。この問題に対して、支出命令決議票等については、会計管理者（実施機関としては市長）に開示請求してもらうことを明記することとします。

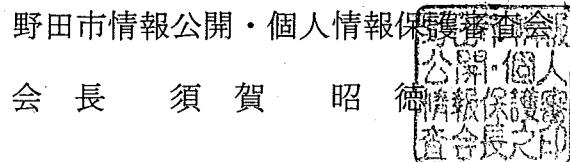
○ 情報公開条例に基づく開示請求対応マニュアル

修 正 後	パブリック・コメント手続時点
7 開示請求に係る留意事項 ① 指定管理業務に関する行政文書については、当該指定管理者を指定した実施機関が請求を受けることとなるため、留意すること。 ② デジタルデータも対象となるので、留意すること。 ③ <u>水道事業管理者及び野田市土地開発公社を除く実施機関の支出に係る支出命令決議票等については、会計管理者（実施機関としては市長）が開示請求を受けることとなるため、留意すること。</u>	7 開示請求に係る留意事項 ① 指定管理業務に関する行政文書については、当該指定管理者を指定した実施機関が請求を受けることとなるため、留意すること。 ② デジタルデータも対象となるので、留意すること。

平成30年度答申第1号

平成30年10月17日

野田市長 鈴木 有 様



情報公開制度の運用の見直しについて（答申）

平成30年2月2日付け野総総第106号による情報公開制度の運用の見直しについての諮問について、次のとおり答申します。

野田市情報公開条例の一部を改正する条例（案）及び野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引（改正案）は、妥当であると認める。